

第2号議案

規約・規程の改訂に関する件

これまでの活動実態にあわせ、より一層の活動の活発化を図るため、以下の内容での規約規程の改訂を行います。

改訂の概要

1. 規約の改訂
 - ① 組合の構成が単位組合であることを明記
 - ② 後任決定までの役員任期について明記
 - ③ 資産の管理処分について条項を新設
2. 規程の改訂
用語の統一、誤字の修正

規約改訂案対比

現行	改訂（案）
<p>第7条（構成） この組合は、ニフティ株式会社の従業員ならびにニフティグループの従業員および組合が承認した者によって組織する。但し、次の各号に該当する者を除く。</p>	<p>第7条（構成） この組合は、ニフティ株式会社の従業員ならびにニフティグループの従業員および組合が承認した者によって組織する単位組合である。但し、次の各号に該当する者を除く。</p> <p>改訂内容補足： 労働組合には支部を持たない「単位組合」、支部を持つ「単一組合」という種別があり、ニフティ労働組合は支部を持たない「単位組合」であるため、その内容を明記。</p>
<p>第43条（任期） 各役員の任期は、定期大会から1年とし、再任を妨げない。</p>	<p>第43条（任期） 各役員の任期は、定期大会から1年とし、再任を妨げない。また役員の任期終了後であっても後任者の決定まではその業務を執行する。</p> <p>改訂内容補足： 大会日程が前年と異なる場合に、一時的に役員不在となるケースを回避するために追記</p>
<p>(新設)</p>	<p>第49条（資産の管理処分） 組合の資産の管理及び処分は、職場委員会の決定に基づいて行い執行委員会が責任を負う。</p> <p>改訂内容補足： 今まで資産の管理についての定めがなかったため追記する。</p>
<p>第58条（効力の発生） 第1項 この規約は2018年9月24日より実</p>	<p>※以降、条数繰り上げ</p> <p>第59条（効力の発生） 第1項 この規約は2021年9月24日より実</p>

施する。	施する。
1988年3月31日制定	1988年3月31日制定
1989年4月19日一部改訂	1989年4月19日一部改訂
1990年3月14日一部改訂	1990年3月14日一部改訂
1990年7月26日一部改訂	1990年7月26日一部改訂
1991年7月12日一部改訂	1991年7月12日一部改訂
1994年7月27日一部改訂	1994年7月27日一部改訂
1996年7月16日一部改訂	1996年7月16日一部改訂
2003年7月23日一部改訂	2003年7月23日一部改訂
2007年7月25日一部改訂	2007年7月25日一部改訂
2008年7月29日一部改訂	2008年7月29日一部改訂
2012年9月21日一部改訂	2012年9月21日一部改訂
2013年9月24日一部改訂	2013年9月24日一部改訂
2014年9月29日一部改訂	2014年9月29日一部改訂
2017年9月25日一部改訂	2017年9月25日一部改訂
2018年9月24日一部改訂	2018年9月24日一部改訂
2020年9月25日一部改訂	2020年9月25日一部改訂
	<u>2021年9月24日一部改訂</u>

規程改訂案対比

会計規程

現行	改訂(案)
第1条(内容) 規約第44条から第49条までによる会計の処理については、本規程による。	第1条(内容) 規約第44条から第 <u>50</u> 条までによる会計の処理については、本規程による。
第24条(実施期日) この規程は、2013年8月22日より実施する。 2013年8月22日制定 2020年9月25日一部改訂	第24条(実施期日) この規程は、 <u>2021年9月24日</u> より実施する。 2013年8月22日制定 2020年9月25日一部改訂 <u>2021年9月24日一部改訂</u>

会計規程付則

現行	改訂(案)
第1条(現金の授受) 会計は、緊急やむを得ず支払を要する少額の経費の支払に充てるため、現金をおくことができる。	第1条(現金の授受) 会計 <u>担当の執行委員(以下、会計と呼ぶ)</u> は、緊急やむを得ず支払を要する少額の経費の支払に充てるため、現金をおくことができる。 改訂内容補足： 「会計」という役職はないため、現在の規約、活動実態にあった記載とする
第24条(実施期日) この規程は、2013年8月22日より実施する。 2013年8月22日制定 2020年9月25日一部改訂	第24条(実施期日) この規程は、 <u>2021年9月24日</u> より実施する。 2013年8月22日制定 2020年9月25日一部改訂 <u>2021年9月24日一部改訂</u>

会計規程別表		会計規程別表	
執行役員研修費	執行役員研修会費用	執行役員研修費	役員、職場委員研修会費用
大会費	定期大会に関する費用	大会費	代議員大会に関する費用
調査研究費	役員に対する活動補助、研修費用	調査研究費	役員、職場委員、代議員に対する活動補助、研修費用
教育積立金	執行役員、職場委員に対するスキルアップのための外部研修などの費用	教育積立金	執行役員、職場委員に対するスキルアップのための外部研修などの費用
		<p>改訂内容補足 : 各種費目名称が実態にあっていなかったので修正。ならびに調査研究費の支給対象が執行部だけになっていたのを実態に合わせて修正</p>	

組合活動手当支給規程

現行	改訂（案）																																
<p>第5条（調査研究費）</p> <p>組合役員、職場委員、代議員には、以下の調査研究費を代議員大会、職場委員会、執行委員会開催時に支給する。ただし、執行委員会、職場委員会が同月内に2回以上開催される場合、2回目以降の開催について調査研究費は支給せず、第4条に基づく組合活動手当金を支給する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>執行委員長</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>副執行委員長</td><td>7,000 円</td></tr> <tr> <td>書記長</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>書記次長</td><td>7,000 円</td></tr> <tr> <td>会計</td><td>5,000 円</td></tr> <tr> <td>執行委員</td><td>5,000 円</td></tr> <tr> <td>職場委員</td><td>3,000 円</td></tr> <tr> <td>代議員</td><td>3,000 円</td></tr> </tbody> </table>	執行委員長	10,000 円	副執行委員長	7,000 円	書記長	10,000 円	書記次長	7,000 円	会計	5,000 円	執行委員	5,000 円	職場委員	3,000 円	代議員	3,000 円	<p>第5条（調査研究費）</p> <p>組合役員、職場委員、代議員には、以下の調査研究費を代議員大会、職場委員会、執行委員会開催時に支給する。ただし、執行委員会、職場委員会が同月内に2回以上開催される場合、2回目以降の開催について調査研究費は支給せず、第4条に基づく組合活動手当金を支給する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>執行委員長</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>副執行委員長</td><td>7,000 円</td></tr> <tr> <td>書記長</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>書記次長</td><td>7,000 円</td></tr> <tr> <td>会計監査</td><td>5,000 円</td></tr> <tr> <td>執行委員</td><td>5,000 円</td></tr> <tr> <td>職場委員</td><td>3,000 円</td></tr> <tr> <td>代議員</td><td>3,000 円</td></tr> </tbody> </table>	執行委員長	10,000 円	副執行委員長	7,000 円	書記長	10,000 円	書記次長	7,000 円	会計監査	5,000 円	執行委員	5,000 円	職場委員	3,000 円	代議員	3,000 円
執行委員長	10,000 円																																
副執行委員長	7,000 円																																
書記長	10,000 円																																
書記次長	7,000 円																																
会計	5,000 円																																
執行委員	5,000 円																																
職場委員	3,000 円																																
代議員	3,000 円																																
執行委員長	10,000 円																																
副執行委員長	7,000 円																																
書記長	10,000 円																																
書記次長	7,000 円																																
会計監査	5,000 円																																
執行委員	5,000 円																																
職場委員	3,000 円																																
代議員	3,000 円																																
<p>改訂内容補足 : 会計という役職はいらないため削除。 会計監査についての記載がなかったので執行委員同等とする内容を追加</p>																																	
<p>第6条（規定の改廃）</p> <p>この規定は、職場委員会において出席職場委員の3分の2以上の同意を得なければ改廃することができない。</p>	<p>第6条（規程の改廃）</p> <p>この規程は、職場委員会において出席職場委員の3分の2以上の同意を得なければ改廃することができない。</p>																																
<p>第7条（実施期日）</p> <p>この規定は、2013年11月20日より実施する。 2003年8月6日制定 2013年11月20日一部改訂</p>	<p>第7条（実施期日）</p> <p>この規程は、2021年9月24日より実施する。 2003年8月6日制定 2013年11月20日一部改訂</p>																																

2020年9月25日一部改訂

2020年9月25日一部改訂

2021年9月24日一部改訂

統制委員会規程

現行	改訂（案）
<p>第5条（制裁の事由） 組合員は、次の各号に該当する場合は、制裁を加えられる。</p> <p>1. 組合員を煽動し、第二組合の結成をはからうとしたとき、または、はかったときの首謀者、参画者、付和隨行者。</p> <p>2. 他の労働組合または、関連する組織へ加入した者。</p> <p>3. 組合員を煽動し、組合の統制秩序に違反したときの首謀者、参画者、付和隨行者。</p> <p>4. 組合の公印を濫用、公文書を偽造し、使用しようとしたとき、または、使用したとき。</p> <p>5. 組合の資産、所有物品を横領、搾取などしようとしたとき、または、横領、搾取したとき。</p> <p>6. 組合の問題を理由に暴行、脅迫を加えたとき。</p> <p>7. 組合の決議事項の実行を故意に怠ったとき、または不実行を他の組合員に教唆したとき。</p> <p>8. 組合の機密事項を相手に通牒して、組合に不利益を与えたとき。</p> <p>9. 規約第47条（役員の懲罰）、第48条（各級委員の懲罰）、第49条（組合員の懲罰）の事由による場合。</p>	<p>第5条（制裁の事由） 組合員は、次の各号に該当する場合は、制裁を加えられる。</p> <p>1. 組合員を煽動し、第二組合の結成をはからうとしたとき、または、はかったときの首謀者、参画者、付和隨行者。</p> <p>2. 他の労働組合または、関連する組織へ加入した者。</p> <p>3. 組合員を煽動し、組合の統制秩序に違反したときの首謀者、参画者、付和隨行者。</p> <p>4. 組合の公印を濫用、公文書を偽造し、使用しようとしたとき、または、使用したとき。</p> <p>5. 組合の資産、所有物品を横領、搾取などしようとしたとき、または、横領、搾取したとき。</p> <p>6. 組合の問題を理由に暴行、脅迫を加えたとき。</p> <p>7. 組合の決議事項の実行を故意に怠ったとき、または不実行を他の組合員に教唆したとき。</p> <p>8. 組合の機密事項を相手に通牒して、組合に不利益を与えたとき。</p> <p><u>（9項削除）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>改訂内容補足： 規約第47条、48条、49条に懲罰に関する定めがないため、規程より削除</p></div>
<p>第14条（実施期日） この規程は、2018年9月24日より実施する。</p>	<p>第14条（実施期日） この規程は、20<u>21</u>年9月24日より実施する。</p> <p><u>2018年9月24日制定</u> <u>2021年9月24日一部改訂</u></p>